

令和元年度 青色灯自主防犯活動事業補助金

評価表

NO.

2

所管部課名	防災安全課		担当者					
事務事業名	青色灯自主防犯活動事業補助金							
根拠法令	薩摩川内市総務部関係補助金等交付要綱							
補助経過年数	6年以上10年以下							
令和元年度 予算額	1,155 千円	国県支出金 0 千円	一般財源 1,155 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値		目標年度			
成果指標①	パトロール活動の回数		11,000		令和6年度			
成果指標②								
補助対象者	青色回転灯装着車による自主防犯活動を実施する団体							
補助対象経費	補助金の交付対象経費は、青パトによる防犯活動に要する経費とする。							
補助対象事業・活動の内容	青色回転灯装着車による自主防犯活動の実施							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は 補助率	青パト登録台数補助金額（1団体当たり） 1～5台 21,000円／年 6～10台 42,000円／年 11～15台 63,000円／年 16台～ 84,000円／年							
上記項目の 積算方法								
補助を受ける 年の事業（団体 状況）等の 経過	項目		平成28年+H20:K23		平成29年度		平成30年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		会費収入		0.0%		0.0%		0.0%
		事業収入		0.0%		0.0%		0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	924,000	100.0%	988,750	100.0%	992,250	100.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
	支出	(前年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	924,000	100.0%	988,750	100.0%	992,250	100.0%
		事業費	924,000	100.0%	988,750	100.0%	992,250	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		(翌年度繰越金)		0.0%		0.0%		0.0%
		計	924,000	100.0%	988,750	100.0%	992,250	100.0%
		支出計/前年度支出計			107.0%		100.4%	
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金	0.0%		0.0%		0.0%			
交付件数		21		23		22		
成果指標の推移①		9,121		9,813		10,215		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【平成28年度評価】現状のまま継続 ・本防犯活動による効果を見極め、将来的に補助金額の上限を設けるなど検討されたい。 【前回評価への回答】 ・各地区コミュニティごとに活動範囲・車両台数が異なり、一台から多い地区コミュニティでは20台保有しているところもある。84,000円が上限である。							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	青色回転灯を装着した車両により、自主的に活動する防犯パトロール団体の積極的なパトロール活動の展開と結成促進に努めていることから、防犯活動に寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	自主的に活動する防犯パトロール団体の積極的なパトロール活動の展開により、犯罪抑止・交通事故等の防止に繋がるので必要である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	自主的に活動する防犯パトロール団体の積極的なパトロール活動より、犯罪抑止・交通事故等の防止となり、目的や成果は十分に果たされると感じている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	自主的に活動する防犯パトロール団体の積極的なパトロール活動より、広範囲且つ地域の実情に応じて早朝や夜間パトロールの実施が可能であり地域活動にも繋がる。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	自主的に活動する防犯パトロール団体の積極的なパトロール活動より、地域が率先して活動をしており、現行では有効な手段だと考える。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	補助金対象団体の車両保有台数から割出した補助金であり、運営費についても妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ ■現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い
	≪上記方向の理由≫ 防犯意識の向上に積極的なパトロール活動の展開により、犯罪抑止・交通事故等の防止に繋がるので必要である。		≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪まとめ≫

薩摩川内市青色灯自主防犯活動事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市総務部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第97号）第2条の表に掲げる薩摩川内市青色灯自主防犯活動事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 補助金に係る補助事業等は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 鹿児島県警察本部長から青色回転灯装着車（以下「青パト」という。）による防犯活動を適正に実施できる団体である旨の証明書（以下「青パト証明書」という。）の交付を受けていること。
- (2) パトロール活動の実施地域が本市内であること。
- (3) 年間を通じて、パトロール活動を概ね月4回以上行うことができること。
- (4) 営利を目的としないこと。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で定める額以内とし、次表の左欄に掲げる青パト登録台数ごとに、同表の右欄に掲げるとおりとする。

青パト登録台数	補助金額
1～5台	21,000円／年
6～10台	42,000円／年
11台～15台	63,000円／年
16台～	84,000円／年

- 2 年度の途中において、前項の表の青パト登録台数に変更があった場合は、補助金の額は月割りにより算定するものとし、当該台数の変更のあった月の翌月から計算するものとする。

(補助金対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、青パトによる防犯活動に要する経費とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日とは、毎年5月31日とし、市長が必要と認める書類とは、次のとおりとする。

- (1) 青色灯自主防犯活動事業計画書（様式第1号）
- (2) 青パト証明書の写し

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中で新たに第2条の要件を満たすことになった場合の補助金の交付申請は、当該要件を満たすこととなった月の翌月末とする。

(交付の基準)

第6条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、補助金を交付することが適当でないと認められる場合
(実績報告)

第7条 補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 青色灯自主防犯活動事業報告書(様式第2号)
- (2) 青色灯自主防犯活動事業パトロール日誌(様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第8条 補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は、パトロール活動の回数を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の防犯意識の向上に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成26年4月1日から施行する。